

山田町「新たな観光拠点」整備基本設計等業務委託
仕様書

1 業務概要

(1) 事業名

山田町「新たな観光拠点」整備基本設計等業務委託

(2) 履行期間

契約締結の日から令和2年12月28日まで

(3) 場所

下閉伊郡山田町 山田 地内

(4) 都市計画及び用途

柳沢北浜地区土地区画整理事業区域内、第一種中高層住居専用地域

※ 商業地域への用途地域見直し手続中

2 業務目的

本町では、前県立山田病院跡地に整備を予定している、本町の物産と観光の拠点となる施設について、令和元年度に山田町「新たな観光拠点」基本構想・基本計画を策定し、新道の駅整備に向けた整備の具体方針を定めたところである。

本業務は、同計画に基づき、建築施設の基本設計のほか、各関係機関との協議を進める際に必要となる土木関連施設の基本設計、運営母体の組成に向けた（仮称）発起人会の立ち上げ支援や整備事業の全体コーディネートなどを行うことを目的とするものである。

3 業務内容

本業務は、以下に示す項目を実施するものとする。

(1) 建築施設の基本設計

ア 設計条件等の整理

イ 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ

ウ 上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ

エ 建築基本設計方針の策定

オ 建築（意匠、構造、設備）基本設計図書の作成

カ 建築（意匠、構造、設備）概算工事費の検討

キ 建築（意匠、構造、設備）基本設計説明書の作成

(2) 道路管理者との協議等のための土木関連施設の基本設計

ア 敷地や道路の現況など条件の細部検討

イ 敷地造成、駐車場、バスロータリー、給排水関係、電気関係、防災施設、植栽等（以下、駐車場・外構施設等）の検討及び設定

ウ 駐車場・外構施設等の基本設計図の作成

- エ 駐車場・外構施設等の基本設計説明書の作成
- オ 駐車場・外構施設等の工事費概算書の作成
- (3) 警察・公安委員会との協議等のための交差点予備設計
 - ア 敷地メイン出入り口のアプローチ道路に係る設計計画
 - イ アプローチ道路の平面・縦断設計
 - ウ アプローチ道路の横断設計
 - エ 町道細浦・柳沢線への影響検証に係る交差点容量・路面標示の検討
 - オ アプローチ道路の概略設計図の作成
 - カ アプローチ道路に係る協議への参画、図面及び必要資料の作成支援
 - キ アプローチ道路に係る数量計算書の作成
 - ク アプローチ道路に係る概算工事費の算出
- (4) 発起人会立ち上げ等支援
 - ア 発起人会の立ち上げに向けた資料作成
 - イ 発起人会立ち上げ後の会議参加、議事録作成
 - ウ 基本設計への反映事項抽出・取りまとめ、合意形成支援等
- (5) 全体コーディネート支援
 - ア 地域住民への説明のための資料作成等合意形成支援
 - イ 関係機関への説明のための外観及び室内のイメージパース図・鳥瞰図の作成
 - ウ 国庫補助に関する関係機関との協議への参画、図面及び必要資料の作成支援
- (6) 打合せ・各関係機関との協議
 - ア 打合せ協議（初回、中間3回程度、業務完了時）
 - イ 道路管理者、警察・公安委員会など関係機関との協議（5回程度）

4 成果品

本業務の成果品をとりまとめ、次のものを提出する。

- | | |
|-------------------------|-----|
| (1) 建築（意匠、構造、設備）基本設計図書 | 2部 |
| (2) 建築（意匠、構造、設備）工事費概算書 | 2部 |
| (3) 建築（意匠、構造、設備）基本設計説明書 | 2部 |
| (4) 外観及び室内のイメージパース・鳥瞰図 | 2部 |
| (5) 駐車場・外構施設等の基本設計図 | 2部 |
| (6) 駐車場・外構施設等の工事費概算書 | 2部 |
| (7) 駐車場・外構施設等の基本設計説明書 | 2部 |
| (8) アプローチ道路の概略設計図 | 2部 |
| (9) アプローチ道路の数量計算書 | 2部 |
| (10) アプローチ道路の工事費概算書 | 2部 |
| (11) 各種会議の議事録、打合せ記録簿 | 各1部 |
| (12) 上記の電子データ | 一式 |

5 留意事項

- (1) 本町が別途発注する測量業務を委託する会社と連携して、本業務を遂行すること。
- (2) 打合せ協議は、本業務を円滑かつ適正に進めるため、必要に応じてその都度行うものとする。
- (3) 本業務における成果品を含むすべての製作物については、本町が著作権を持つものとし、本町が自由に加工、複写、公表できるものとする。
- (4) 受託者は、本業務によって知り得たすべての資料・情報は、本町の了承を得ずに、他の目的に使用してはならない。
- (5) 本業務を実施するにあたり、本仕様書及び関係法令、設計書に明示なき事項に疑義が生じた場合、発注者と受注者が協議のうえ決定するものとする。